

**令和8年度採用 建築審査課 省エネルギー・低炭素等業務担当員  
(会計年度任用職員) 募集案内**

**1 応募受付期間**

令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）【必着】

**2 募集内容**

職名	省エネルギー・低炭素等業務担当員
採用予定人数	1人
職務の概要	<p>① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する計画等の受付、審査補助、説明及びデータ管理業務</p> <p>② 低炭素建築物認定申請、建築物環境配慮計画書及び節水計画書に関する受付補助業務</p> <p>③ 昇降機事前審査及び完了検査の補助業務</p> <p>④ その他前各号に掲げる業務に付随する業務で所属長が必要と認めて指示する業務</p>
勤務地	福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所4階)
任用期間	令和8年4月1日から翌年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	<p>1 次の要件を全て満たす人</p> <p>(1) 次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 次のいずれかの業務に従事した経験を有する人。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する計画等の設計又は審査等の業務。</p> <p>イ 3年以上の建築設備の工事設計又は工事監理等の業務。</p> <p>ウ 3年以上の建築の工事設計又は工事監理等の業務。</p> <p>② 次のいずれかの資格を有する人。</p> <p>ア 建築士法第2条第1項に基づく一級建築士又は二級建築士</p> <p>イ 建築基準法第77条の58に基づく一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者</p> <p>ウ 建築士法第2条第5項に基づく建築設備士</p> <p>※経験年数については、令和8年1月1日現在を基準とします。</p> <p>※アルバイト、パート等の期間は経験年数から除きます。</p> <p>※資格要件については、令和8年1月1日現在登録されていること</p>

	<p>を基準とします。</p> <p>(2) 一般的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができること</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月 1 日より勤務可能であり、任用期間を通じて確実に職務に従事できること</p> <p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けことがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>
--	--

### 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

選考	内容	備考
一次選考	応募書類をもとに書類審査を行い、一次合格者を決定します。	一次選考の結果については、選考後速やかに応募者全員に郵送します。 ※令和 8 年 1 月 21 日（水）までに選考結果が届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。
二次選考	面接（人物評価）、筆記試験（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する知識を問うもの）を行い、採用予定者を決定します。	令和 8 年 1 月 28 日（水）頃に福岡市役所で行います。二次選考の結果については、速やかに二次選考受験者全員に郵送します。

※試験日は予定のため、やむを得ない事情により急遽変更になることがあります。

※最終合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和 8 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和 8 年 4 月 1 日以降の採用を行います。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。

- (4) 受験資格がないことや職務経歴に関する内容などに不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- (5) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 カ月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

## 5 勤務条件等

項目	備考
勤務日	週 5 日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27 時間 30 分 1 日の勤務時間：午前 9 時半から午後 4 時までを予定 休憩時間：正午から午後 1 時まで
給与	月額 194,067 円から 205,465 円（地域手当相当報酬を含む。） ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年 2 回（6 月、12 月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与支給日：毎月 20 日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募方法等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・省エネルギー・低炭素等業務担当員 採用試験申込書（福岡市HP、建築審査課の窓口、情報プラザ、各区役所、出張所にて配布）</li><li>・受験資格1（1）において②の資格要件で受験する者はその資格を証明できる書類（写し）</li><li>・返信用封筒1部（長形3号）110円切手を貼り、氏名・住所を明記してください。（一次選考の合否結果送付用）</li></ul>
受付期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は令和8年1月16日必着）・郵送の場合は、封筒の表に「省エネルギー・低炭素等業務担当員応募」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</li><li>・返信用封筒1部（長形3号）110円切手を貼り、氏名・住所を明記してください。（一次選考の合否結果送付用）</li><li>・持参の場合は、受付期間中の平日午前9時半から午後5時の間（正午から午後1時を除く）に建築審査課に提出してください。</li></ul>
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課設備係

## 7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。  
電話・メールによる請求はできません。成績開示請求書・本人確認書類・返信用封筒（あて先を明記し、110円切手を貼付）を同封の上、郵送して下さい。
- ・施設の敷地内及び屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課設備係

TEL：092-711-4583 FAX：092-733-5584

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所本庁舎4階）